

厚生労働大臣の定める掲示事項

2026(令和8)年6月1日現在

1、当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2、入院基本料について

□第1病棟 精神療養病棟

1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助を行う看護補助者が勤務し、内5割以上が看護職員です。

尚、時間帯毎の配置（傾斜配置）はつぎのとおりです。

朝8時30分から夕方17時30分まで	看護職員・看護補助者 8名以上
夕方17時30分から深夜0時30分まで	看護職員・看護補助者 2名
深夜0時30分から朝8時30分まで	看護職員・看護補助者 2名

□第2病棟 認知症治療病棟入院料1

1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と8人以上の看護補助員が勤務し、看護職員の内2割以上が看護師です。

尚、時間帯毎の配置（傾斜配置）はつぎのとおりです。

朝8時30分から夕方17時30分まで	看護職員7名以上・看護補助者4名以上
夕方17時30分から深夜0時30分まで	看護職員1名・看護補助者2名
深夜0時30分から朝8時30分まで	看護職員1名・看護補助者2名

□第3病棟 精神一般病棟（15対1入院基本料）

1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と1人以上の看護補助者が勤務し、看護職員の内7割以上が看護師です。

尚、時間帯毎の配置（傾斜配置）はつぎのとおりです。

朝8時30分から夕方17時30分まで	看護職員11名以上・看護補助者1名以上
夕方17時30分から深夜0時30分まで	看護職員2名
深夜0時30分から朝8時30分まで	看護職員2名

3、入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体拘束最小化及び継続的に賃上げに係る取組について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣の定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化及び継続的に賃上げに係る取組について基準を満たしております。

4、関東甲信越厚生局への届出事項

(1) 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

【基本診療料】

精神療養病棟入院基本料
重症者加算 1
認知症治療病棟入院基本料 1
認知症夜間対応加算
精神病棟入院基本料
看護配置加算
療養環境加算
看護補助加算 2
感染対策向上加算 3
連携強化加算
精神科地域移行実施加算
情報通信機器
救急医療管理加算
電子的診療情報連携体制整備加算 3

【特掲診療料】

薬剤管理指導料
CT 撮影及び MRI 撮影
精神科作業療法
通院・在宅精神療法注 9 心理支援加算
通院・在宅精神療法注 1 3
こころの連携指導料 II
精神科デイケア（大規模）
精神科ショートケア（大規模）
医療保護入院等診療料 1
医療保護入院等診療料 2
外来・在宅ベースアップ評価料（I）
外来・在宅ベースアップ評価料（I）注 5
入院ベースアップ評価料 44
在宅患者訪問診療（I）の注 3 に規定する在宅医療 DX 情報活用加算
精神科訪問看護・指導料の注 1 7 に規定する訪問看護医療 DX 情報活用加算

【入院時食事療養及び入院時生活療養の食事提供】

当院は、入院時食事療養費（I）の届出をおこなっており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

5、明細書の発行状況に関する事項

別紙に記載

6、保険外負担に関する事項

別紙に記載